⑿　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　最高内部周波数が108MHzを超える場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⒁　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒂　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⒃　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から10までの欄は、注１に準じて記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示による改正後の第２の４の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの添付書類の様式については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

その他告示

○総務省告示第三百九十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の七の二第二項の規定に基づき、算定した令和八年度の各道府県ごとの利子割清算基準額を次のとおり定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

地方税法施行規則第三条の七の三の規定に基づき算定した令和八年度の各道府県ごとの利子割清算基準額は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

都道府県	額
北海道	七兆七千八百四十六億三千二百四十八万五千円
青森県	一兆五千五百十一億二千二百三十二万八千円
岩手県	一兆五千九百八十八億四千九百八十九万七千円
宮城県	三兆六千百三十九億四千九百九十二万円
秋田県	一兆千九百十九億六千五百九万八千円
山形県	一兆四千四百三十九億九千二百三十二万二千円
福島県	二兆六千四百六十億四千九百七十二万六千円
茨城県	四兆七千七百億四千七百九十八万円
栃木県	三兆千七百八十億千九百九十九万五千円
群馬県	三兆七百七十三億七千五百七十七万五千円